

議会運営委員会

令和3年2月22日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行	○伴 吉晴	溝部真紀子
齋藤 文夫	横田 敏文	木澤 正男
奥村 容子		
坂口 議長		

2. 理事者出席者

総務部長 面巻 昭男

3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子 同 係 長 岡田 光代

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 齋藤委員、横田委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、齋藤委員、横田委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

初めに、1. 協議事項、（1）令和3年第1回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

①会期日程につきましては、12月11日開催の議会運営委員会で確認いたしました日程案のとおり、3月1日（月）から3月23日（火）までの23日間の会期日程で決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。令和3年第1回斑鳩町議会定例会は、3月1日（月）から3月23日（火）までの会期25日間（「23日間」に後刻訂正）ということで決定させていただきます。

暫時休憩いたします。

（ 午前9時00分 休憩 ）

（ 午前9時00分 再開 ）

委員長

再開いたします。

すみません、会期は「23日間」ということで決定させていただきます。

次に、②付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

2月12日の議員懇談会で、定例会に提出を予定されている議案の概要について説明を受けましたが、その後、議案の追加等があるとお聞きしております。面卷総務部長に説明をお願いいたします。

面卷総務部長。

総務部長

おはようございます。去る令和3年2月12日開催の議員懇談会において、令和3年第1回定例会予定議案についてご説明を申しあげましたが、その後、議案1件の追加と、この議案に関係して令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）で追加の補正が生じたことから、この場をお借りいたしまして、その内容をご説明申しあげます。

はじめに、追加いたします議案は、資料の令和3年第1回定例会 提出予定議案の（8）の権利の放棄についてでございます。恐れ入りますが、権利の放棄について（案）の資料をご覧くださいでしょうか。

この議案は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会経済情勢と国民生活の変化、観光業の景況感の深刻化に鑑み、株式会社呉竹荘の経営安定化の支援を行うことで、令和5年度中の開業の実現を図るため、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業、事業用定期借地権設定契約における令和2年度の賃貸料に係る同社に対する債権を放棄することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、追加補正の内容でございますが、資料8修正をご覧くださいでしょうか。提出予定議案の令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）についてにおいて、マーカーのしているところでございますが、追加補正をお願いします。その内容は、先ほどをご説明申しあげました、令和2年度の賃貸料の放棄として、財産収入で、1,815万6千円の減額と、諸収入で令和2年度の駐車場経営の収支として、株式会社呉竹荘から納付される駐車場収入受入金160万円の増額補正をお願いしております。

これらの議案につきまして、提出予定議案に追加等をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りまして、お取り計らいのほど、よろしくお願い申しあげます。

委員長

ただいま説明がありましたことについて、議会運営等について、質疑、ご

意見等があれば、お受けいたします。

(な し)

総務部長 ただいま、総務部長から、議会運営委員会で説明していただきましたけれども、改めて全員協議会で説明していただく必要があるのかどうかについて、委員皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。 木澤委員。

木澤委員 これまでと同じように全員協議会で説明していただきたいと思います。

委員長 ほかの委員さんどうですか、ただいまの意見でよろしいですか。

(異議なし)

委員長 議員懇談会のと時から追加された議案ですので、改めて全員協議会にご出席いただいて説明をいただくということによろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、そのように確認をさせていただきます。

次に、付議予定議案等の取り扱いについて、日程順に確認してまいりますので、議事日程と委員会付託表とをあわせてご覧ください。

まず、日程1．会議録署名議員の指名、日程2．会期の決定をいたしまして、次に、日程3から日程5まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることといたします。次に、日程6．報告第1号 監査結果報告については、のちほど、事務局より相談があるとお聞きしております。その後、町長から令和3年度の施政方針の説明を受けることといたします。次に、提出されました議案を一括上程し、総括提案説明ののち議事日程に従って議事を進めることといたします。

それでは、各議案の取り扱いについて、付託先などの確認をさせていただきます。日程8．議案第1号 斑鳩町立学校の体育施設開放に関する条例に

については、総務常任委員会に付託。日程 9. 議案第 2 号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託。日程 10. 議案第 3 号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。日程 11. 議案第 4 号 斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託。日程 12. 議案第 5 号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。日程 13. 議案第 6 号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。日程 14. 議案第 7 号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。日程 15. 議案第 8 号 権利の放棄については、総務常任委員会に付託。日程 16. 議案第 9 号 令和 2 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 15 号）についても、総務常任委員会に付託。日程 17. 議案第 10 号 令和 2 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）については、厚生常任委員会に付託。日程 18. 議案第 11 号 令和 2 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）についても、厚生常任委員会に付託。

次に、日程 19. 議案第 12 号 令和 3 年度斑鳩町一般会計予算についてから、日程 24. 議案第 17 号 令和 3 年度斑鳩町下水道事業会計予算についてまでの 6 議案は、一括議題としたうえで、一般会計と各会計の当初予算でございますので、予算審査特別委員会を設置し、これに付託することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

よって、日程 19. 議案第 12 号から日程 24. 議案第 17 号までの 6 議案につきましては、予算審査特別委員会を設置し、付託いたします。

なお、この予算審査特別委員会につきましては、既に各委員会で委員の選任をいただいているところでございますが、本会議初日に 6 議案を一括

議題として取り上げて総括質疑を行った後、委員会条例第5条の規定に基づき、委員7名の予算審査特別委員会を設置することについて会議に諮っていただき、次に、委員会条例第7条第4項の規定に基づき、議長から特別委員を指名していただくことといたします。

次に、日程25. 議案第18号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更については、総務常任委員会に付託。次に、日程26. 諮問第1号、日程27. 諮問第2号の、人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その1)と(その2)の2件の諮問案件は人事案件でございますので、慣例によりまして初日に即決したいと思っております。また、この諮問第1号、諮問第2号の2議案につきましては、一括議題にして説明を受け、採決については、ひとりずつ行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。諮問第1号、諮問第2号の2議案については、一括議題とし、初日にお諮りいただくことといたします。また、採決につきましては、ひとりずつ採決を行うということで確認しておきます。

次に、日程28. 承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて(損害賠償の額の決定について)から、日程31. 承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について)までの4議案は、承認案件でございますので、慣例により、委員会付託を省略し、初日に諮ることといたします。このうち、日程28. 承認第1号と、日程29. 承認第2号の2議案につきましては、同一事故にかかる関連した議案でございますので、一括議題とし、採決については、ひとつずつ行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。承認第1号、承認第2号の2議案については、一括議題とし、初日に諮ることといたします。また、採決につきましては、ひと

りずつ採決を行うということで確認しておきます。

次に、日程 3 2. 認定第 1 号 町道認定については、建設水道常任委員会に付託。

次に、日程 3 3. 同意第 1 号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについては、人事案件でございますので、慣例により、委員会付託を省略し、初日に諮ることといたします。

次に、日程 3 4. 同意第 2 号から日程 4 0. 同意第 8 号までの、斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 1）から（その 7）までの 7 議案については、人事案件でございますので、慣例によりまして、初日に即決したいと思います。また、この同意第 2 号から同意第 8 号の 7 議案につきましては、一括議題にして説明を受け、採決については、ひとりずつ行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。同意第 2 号から同意第 8 号の 7 議案については、一括議題とし、初日に諮ることといたします。また、採決につきましては、ひとりずつ採決を行うということで確認しておきます。

次に、日程 4 1. 報告第 2 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）から日程 4 4. 報告第 5 号 令和 3 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、までの 4 議案は報告案件でございますので、慣例により初日に報告を受けることといたします。このうち、報告第 2 号と報告第 3 号の 2 議案につきましては、同一事故にかかる関連した議案でございますので、これまでの例により、一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

報告第 2 号と報告第 3 号につきましては、一括議題とすることといたします。本会議初日に提出される予定の議案につきましては、以上のとおりでご

ございます。

ここまで確認いたしましたとおりに付議議案の取り扱いをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認いたしましたとおりに、付議議案の取り扱いをしていただきますよう、お願いいたします。

なお、初日にお諮りする諮問第1号と諮問第2号、承認第1号から承認第4号、同意第1号から同意第8号について、討論の有無は初日の全員協議会で確認いただくこととなりますが、もし討論となった場合、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、1名ずつということで確認しておきます。

ここで、事務局より、3月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について相談があるとのことですので、発言を許可します。佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

おはようございます。議会事務局より、3月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策についてご相談させていただきます。

1点目、議場における新型コロナウイルス感染防止対策についてです。

議員席、傍聴席及び議場の扉、理事者の出席につきまして、12月議会と同様の対応、議員席・傍聴席は間隔をあけて着席、議場の扉は開放、エレベーター南側のガラス扉を閉める、理事者の出席は理事者判断で縮小する、かどうかをご協議いただきたいと思いますと考えております。

2点目、本会議における町長の提出議案説明朗読の一部省略についてと、監査報告についてです。3月議会より提出議案説明は少し短い内容となりま

すが、3月議会は施政方針もあり、会議時間が長時間となる傾向があります。このことから、12月議会と同様に、会議時間短縮のため、事前に配布される文書をあらかじめ読んでいただき、本会議での朗読については説明部分を省略される議事運営について、3月議会も同様に行うかどうかのご協議をお願いします。また、3月議会初日は、例年、代表監査委員による監査報告を口頭によりご報告いただいておりますが、議長あてに文書で提出いただいた監査報告書を配布させていただいておりますことから、例年通り口頭での報告をいただくか、今年は新型コロナウイルス感染防止の観点から、文書での報告のみとしていただくか、ご協議をお願いいたします。なお、監査報告について、報告の形式は法定されておられません。このことから、文書のみでの報告とされましても、法令上問題はございませんので、申し添えます。

これらのことにつきまして、ご協議いただきますよう、委員長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

委員長 ただいま、3月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について事務局から相談がありましたが、これについて質疑、ご意見があればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 12月議会と同様の対応でいいと思うのと、あと、監査委員さんの報告ですけども、こちらも文書の内容と報告内容、いつも一緒ですので、口頭での報告は省略していただけたらと思います。

委員長 ほかの委員さんどうですか、同じご意見でよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、3月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について、議員席、傍聴席及び議場の扉、理事者の出席については12月議会と同様の対応とする、また、本会議における町長の提出議案説明朗読についても12月議会と同様に一部省略とする、さらに、監査委員の報告は文書報告のみいただき、朗読を省略していただくことということで、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、議員席、傍聴席及び議場の扉、理事者の出席については12月議会と同様の対応とする、また、本会議における町長の提出議案説明朗読についても12月議会と同様に一部省略とする、さらに、監査委員報告は文書報告のみいただき、朗読を省略していただくことを確認しておきます。

以上で、(1) 令和3年第1回斑鳩町議会定例会については終わります。

次に、(2) 要望書等の取扱いについてを議題といたします。

佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

前回の議会運営委員会終了後、これまでに届いた要望書等はありませんので、ご報告いたします。

委員長

今回は、要望書等は届いていないということですので、(2) 要望書等の取扱いについてを終わります。

総務部長から他に報告しておくことはありますか。

(な し)

委員長

総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくことといたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

(午前9時19分 休憩)

(午前9時19分 再開)

委員長

再開いたします。

次に、(3) 「標準」町村議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。 佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

「標準」町村議会会議規則の一部改正について、お手元にお配りしておりますように、2月16日、奈良県町村議会議長会会長から通知がありました。

変更の1点目は、出産、育児、介護など議員として活動されるにあたっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、産前・産後の欠席期間を規定することです。

変更の2点目は、議会への請願手続きについて、一律に求めていた押印の義務付けを見直し、「署名又は記名押印」に改めるという内容ですが、斑鳩町議会会議規則は、すでに「署名又は記名押印」となっております。

以上、「標準」町村議会会議規則の一部改正についてのご報告とさせていただきます。

委員長

ただいま、事務局から説明がありましたが、今般の「標準」町村議会会議規則の一部改正について、どのように取り扱うべきか、委員皆様のご意見をお聞きいたします。

この資料を読んでいただくのに、暫時休憩します。

(午前9時21分 休憩)

(午前9時26分 再開)

委員長

再開いたします。ただいま読んでいただきましたが、どのように取り扱うべきか、ご意見をお聞きしたいと思います。 木澤委員。

木澤委員

中身見せてもらいましたけれども、必要な改正だと思いますので、この標準会議規則のとおり町議会の会議規則も改正していけばいいと思います。

委員長

ほかの委員さんどうですか、同じですか。

(異議なし)

委員長

それでは、今般、通知のあった改正内容については、3月議会最終日での議決を目途に、改正準備をすすめることといたします。次回3月18日の当

委員会で改正案を示してまいりたいと思います。

(3) 「標準」町村議会会議規則の一部改正についてを、終わります。

次に、(4) 今年度の検討事項について、斑鳩町政治倫理条例の見直し検討についてです。

前回12月11日の議会運営委員会で、努力規定と義務規定に関して大淀町と高取町については数字が入って義務規定となっているので、どのように判断されたのか事務局で調査すること、また、条例第4条に記載する「実質的に経営に携わっている企業」の範囲について事務局で調査することとなっております。

また、地方議員の請負禁止に関する規定について、国において動きがあるようですので、あわせて事務局より報告させます。 佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、1点目の高取町と大淀町への聞き取り調査についての結果報告です。前回の委員会で、県内で政治倫理条例を定めており、役職排除条項があり、かつそれが義務規定で、出資や報酬についても定めている団体より、その根拠をたずねるよう指示がございました。このことから、高取町と大淀町に、事務局より電話により聞き取り調査をさせていただきました。

高取町は、根拠はないと思うとの回答でした。大淀町についても、根拠はわからないとの回答でした。また、出資率等については必要があり調査したことはあるが、調べることができなかつたとの情報をいただいております。また、具体的な出資率が定められていないことから、1%でも持っていたらいけないという解釈であるか確認しましたところ、その解釈は難しいとの回答でした。その理由として、例えば、議員さんがNTTの株を保有していたら、NTTが町との契約を辞退しなければならず、町はNTTと通話契約を結ぶことができないこととなるが、それは非現実的であるとの見解でした。

2点目は、実質的に経営に携わっている企業についてです。斑鳩町政治倫理条例第4条第1項に規定されております「町長及び議員が実質的に経営に携わっている企業は」について、前回の委員会で何を指すのか事務局で調査することとなっております。町の倫理条例では、「実質的に経営に携わっている企業」について具体的な定義はございません。このため、「実質上の経営者」とはどのように定義されているか、近年の裁判所の判断における類

似例を調査いたしました。「実質上の経営者」とともに、「事実上の取締役」「実質上の取締役」「事実上の代表取締役」が類する概念とされております。判例では、「その者が、實際上、取締役と呼ばれることがあるのみでは足りず、会社の業務の運営、執行について、取締役に匹敵する権限を有し、これに準ずる活動をしていることを必要とすると解する」とされております。

なお、実質的の経営者や事実上の取締役といった文言は、法令の条文にない概念であり、また、法律上確立されていないため、その解釈のみならず、要件についても、裁判例の集積や解釈に委ねられることが多く、それぞれの裁判において個別具体的に判断されるものと考えます。

3点目に、地方議員の請負禁止に関する規定について、国における動きについてです。国より諮問をうけ、地方制度調査会により、令和2年6月26日に、2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申が、内閣総理大臣に提出されております。こちらについては、資料1として配布させていただいておりますのでご覧いただきたいと思っております。こちらの内容は多岐にわたりますが、このうち、地方議会については、全国的には議員のなり手不足が大きな課題となっており、これを解決する視点として、請負禁止の緩和が提言されております。

資料1の四角の枠内の1段落目と2段落目をご覧ください。請負に関する規制について、透明性と確保方策とあわせて、その緩和について検討する必要があるとされております。このことは、斑鳩町政治倫理条例第4条の根幹となる、地方自治法第92条の2の兼業禁止の条項について、明確化と緩和の必要性を提言されているものと解されます。

この答申をうけ、今後の総務省の対応が注目されるところでございますので、ご報告いたします。以上です。

委員長

ただいま、事務局から報告がありましたが、これらも踏まえ、委員皆様のご意見をお聞きします。この資料1を読む時間ちょっと取りまじょうか。

資料を読む時間として暫時休憩いたします。

(午前9時33分 休憩)

(午前9時35分 再開)

委員長 再開いたします。

ただいま、資料等読んでいただきましたが、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。 木澤委員。

木澤委員 さっき局長のほうで高取町さんと大淀町さんの件、報告いただきましたけど、以前に資料をつくっていただいたときには、1%と1円と書いてましたけども、そうではないということなんでしょうか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 高取町さんと大淀町さんにつきましては、何%以上という規定がなかったんです。報酬を受けていること、出資をしていること、ということしか書かれていなかったの、ということは、ほかのところは30%以上とか書いてましたけど、こちらがなかったの、こちらのほうでそれは規定がないので、1%以上だと解釈して表にしていたものでございます。以上でございます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 いろいろお聞きするとやはり根拠をもって率を出したりとか、あと出して実際に保有率がどうなのか、調べるというのは非常に難しいというのが、この間いろいろ調査していただいてわかってきたのと、あとまあ、資料として出していただいている国のほうが、またいろいろこういう形で検討していこうとしている中で、その動向は見守るといえるのか、結果を見てから、こちらも対応すべきなのかなと感じました。なかなか変えていくということに、根拠を持たせるということは非常に難しいところではありますので、やはり当面は国の動向がはっきりするまで、この件については現状維持をするべきかなというふうに感じました。

委員長 ほかの委員さんどうですか。皆さん同じということよろしいですか。

(異議なし)

委員長

それでは、①斑鳩町政治倫理条例の見直し検討について、1年間皆さんにいろいろご審議いただきましたけれども、今回、国のほうで動きがあると、改正についての動きがあるということが判明しましたので、その結果を見てからまた議論を進めていきたいと思っておりますので、今年度の検討事項、斑鳩町政治倫理条例の見直し検討については、ここで終わっておきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、②斑鳩町議会議長交際費支出基準の運用について、前回の委員会で、全国大会出場について町の補助が出ないという団体があるのかどうか、また、なぜ補助金の支出できないのかを、事務局で調査することとなっていましたので、事務局より報告させます。 佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

それでは資料2、全国大会等出場について町が補助している内容調べをご覧ください。①スポーツ関係の補助は、全国及び奈良県・生駒郡スポーツ大会出場補助金交付要綱にもとづき支出されております。内容は表に記載のとおりです。②生涯学習関係の補助金はございません。③その他、必要に応じて決裁による補助金があります。例として、全国消防操法大会に出場する場合などです。以上、簡単ではございますが、全国大会出場等への激励に関して、町が補助している内容の報告でございます。

委員長

ただいま事務局から報告がありましたが、これらも踏まえ、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思っておりますが、この資料を読むため暫時休憩します。

(午前9時40分 休憩)

(午前9時44分 再開)

委員長

再開いたします。ただいま、読んでいただきましたけれども、皆様のご意見をお聞きしたいと思っております。 横田委員。

横田委員 町のほうで補助金で出るんで、議長の交際費については、なしにしたらい
いと思います。

委員長 ほかの委員さんはどうですか。
町からの補助が出てるので、議長交際費については支出しないという方向
で進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

横田委員 1点教えてもらいたいんですが、議長交際費ってどのぐらい今年度使っ
てるんですか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務 今年度は大変少ないんですけど、今ちょっと記憶ですけど、4万円ぐら
いだと思います。今年度はまったく議長が動かはる各団体の研修の同行等がま
ったくございませんので、非常に少なくて、ある年でも15万円ぐらい、半分
いかないですね、ということは15万円ぐらい、40万円予算今年あるんで
すけど、今まであったんですけども、半分いかないぐらいですので、15
万円ぐらいの推移だと思います、以上です。

横田委員 丹波市のホームページを見ていたら、交際費がオープンになってまし
てね、これ見ていると合計で11万円ぐらい使っているんですけどね、そのう
ち、おおかた会費で、あと来庁者の賄い、もなか配ったりとか、やっている
ということで、トータルでそのぐらいしか使っていないような状況ありまし
たんで、斑鳩町としても先ほど申しあげましたとおり、不要だと、補助金が
ありますので、と思います。 佐谷議会事務局長。

議会事務 今、委員長まとめられている結果をお聞きしたんですけども、議会要覧
局長 の中に、斑鳩町議会議長交際費支出基準というのが定められておまして、
支出基準に、「協賛または激励：各種事業・大会への賛助・協賛にかかる経
費、全国大会出場等への激励に係る経費」という記載がございますが、こち
らはこのまま残させていただいてよろしいかどうかの確認をさせていただ

きたいと思います。

委員長 ただいま、事務局長から説明がありましたが、議長交際費の支出基準のなかには、ただいま事務局長が朗読していただいた文言がありますけれども、これはこのまま残しておくということで、慣例上、全国大会出場に関しては町の補助は出ているので、支出しないと、慣例でやっていこうと思っておりますがどうですやろ。 伴委員。

伴委員 1点だけ確認させていただければ、事務局のほうに。その基準はこの2、3年でできたものなのか、その前からあったものかだけ教えてください。

議会事務局長 こちらの基準は平成30年4月1日からの施行でございます。以上です。

委員長 30年からそのような文言が入ったということですがけれども、文言は文言で置いておいて、慣例上、全国大会出場等については町から補助出ているということで、支出しないという感じにしたいと思っておりますけれども、どうですやろか。 伴委員。

伴委員 その支出基準はホームページ等で閲覧できる部分になっとるんでしょうか。それを根拠にもし言うてきはったら、と思ひまして。

議会事務局長 現在のところ、支出基準につきましては、ホームページで公開はしておりません。以上でございます。

委員長 どうですやろか。出さないという文言に変えるということはできますんですね。 横田委員。

横田委員 ただ、記録として、私はもうそれは削ったほうがいいと思うんです。運用でそうするにしたって、委員会のあれ見ないとわからない、とか言っても困るんで、決め事なんで、削ってもいいんじゃないかと思うんですけれどもね。

委員長 ほかの委員さんどうですか。 溝部委員。

溝部委員 伴委員がおっしゃったように、誰かが見られた時に、これを見て支出してくれるんやなということであつたら、確かに支出されるのでないかなと思わはる方もいらっしゃるので、今、横田委員おっしゃったように、その文言はなくしてもいいんじゃないかなと思います。

委員長 ほかの委員さんどうですか。そしたらその文言削るような感じで、3月の議運で訂正について提出させてもらうということで、案としてね、提出させてもらうということでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、②「斑鳩町議会議長交際費支出基準」の運用については、従来の文言を訂正して、3月の開会中の議運に案として出させていただきますようにいたします。

本年度の検討事項についてはこれで終わります。

次に、2. その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 議長から、何かございませんか。 坂口議長。

議 長 昨年の9月18日の議会運営委員会で、私のほうから、議会に配布される予算や決算の資料について、法令で必要とされている書類以外に、多くの資料が添付されているので、今後、法令で定められている書類以外のものは、議員懇談会などで事前に配布していただき、議案書としてではなく、参考資料として取り扱ってはいかがかという提案をいたしましたところ、委員会において、私にお任せということとなっております。

このことから、私のほうで理事者と話し合い、本日、お手元にお配りして

おります資料のように、議員懇談会配布の参考資料と、告示の日に配布する議案書を見直しました。詳細については、事務局より報告させます。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 それでは、議長からただいまお話がございました予算関係資料および決算関係資料について、資料3をご覧ください。

予算資料につきましては、左上の枠内にありますように、これまで、議員懇談会資料としては、予算（原案）の概要、これは調整段階のものでございます、が配布され、再度本会議資料として、予算の概要が配布されておりました。また、予算参考資料については、本会議資料として配布しておりました。

令和3年より、右上の枠内にございますように、議員懇談会では、予算関係参考資料と予算の概要を配布しております。なお、予算の概要については、最終の予算とりまとめまで調整できない箇所があるため、追加資料がありますので、本会議初日までに、議員レターケースをとおして配布させていただきます。また、予算関係参考資料についても訂正がある場合には、同様にレターケース等をとおして、事務局より配布させていただきます。また、各会計の予算書については、従来どおり、議案書として告示日に配布させていただきます。

次に、決算資料については、左下の枠内にございますように、これまで議員懇談会資料として、決算の状況（案）、主要な施策の成果報告書（案）、水道事業決算報告書（案）、下水道事業決算報告書（案）を配布しておりました。令和3年より右下の枠内にございますように、議員懇談会では、決算の状況、主要な施策の成果報告書（本編）これは調整段階のものでございます。主要な施策の成果報告書（資料編）。これは不用額を含みます。決算付属参考資料、これには一般会計の財政見通し、財産調書資料を含みます。水道事業決算報告書（案）、水道事業会計決算資料、これまで決算書に含んでいた水道事業報告書類等を含みます。下水道事業決算報告書（案）、そして下水道事業会計決算資料、これまで決算書に含んでいた下水道事業報告書類等を含みます、を配布させていただく予定です。

また、これらの資料について、訂正が生じた場合には、理事者より書類をお預かりし、議会事務局において、レターケース等をとおして、議員のみなさまに差し替えのお願いをさせていただきます。また、主要な施策の成果報告書の一部は法定書類となりますので、議案書として告示日に配布することとなります。また、この見直しによりまして、議案書として配布します資料は16冊から9冊に縮減となる予定でございます。以上でございます。

委員長 ただいま、議長及び事務局長から説明がありましたが、委員皆さんより質問、ご意見があればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 ちょっと確認させていただきたいんですけど、議案書から参考資料にと、取り扱いがかわるものはあるということですけども、取り扱いが変わるだけで何かがなくなるとかいうことは別にはないんですか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局 一部の書類につきましては、かなり重複が見られた部分もあるようでございますので、ひとつの冊子に統合されるということはお聞きしております。以上です。

委員長 ただいま説明を受けましたこの資料のとおりで変えていくということで、見直すということによろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、予算資料と決算資料については、資料のとおり、議員懇談会配布の参考資料と、告示の日に配布する議案書を見直すということで確認しておきます。

事務局から、何かございませんか。 佐谷議会事務局長。

議会事務局 これまで、平成23年5月以降の会議録がホームページで閲覧可能となっ

局長

ておりましたが、それ以前の会議録も掲載されたいとの要望がございましたので、このたび、ホームページの容量も増えたこともございまして、掲載が可能となりました。これのため順次、さかのぼって会議録の掲載をしております。2月17日現在、平成20年度までの本会議録、委員会会議録が掲載されています。今年4月末までに、平成13年度までの本会議録、委員会会議録を掲載予定でございます。なお、それ以前につきましてはデータがございませんので、そちらで終了となることを申し添えます。以上でございます。

委員長

質問はございませんか。

(な し)

委員長

それでは、これをもって、その他については終わります。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

(午前9時57分 閉会)